

簡易公募型プロポーザル方式に係る手続開始の公示
(建築のためのサービスその他の技術的サービス (建設工事を除く))

次のとおり技術提案書の提出を招請します。

令和元年 9 月 2 7 日

独立行政法人労働者健康安全機構
契約担当役 理事 木暮 康二

1 業務概要

- (1) 業務名 高尾みころも霊堂改修設計業務
- (2) 業務内容 本業務は、東京都八王子市狭間町 1 9 9 2 にある高尾みころも霊堂の建築、建築設備改修に係る実施設計、積算を行うものである。
- (3) 履行期限 令和 2 年 3 月 3 1 日 (火) (予定)

2 参加資格

基本的要件

(1) 単体企業

- ① 予算決算及び会計令 (昭和 22 年勅令第 165 号) 第 70 条及び第 71 条の規定に該当しない者であること。
- ② 厚生労働省平成 3 1・3 2 年度有資格者名簿「測量・建設コンサルタント等業務」のうち、関東甲信越地域「建築関係コンサルタント業務」に登録されていること。
- ③ 独立行政法人労働者健康安全機構理事長から、指名停止を受けている期間中でないこと。
- ④ 会社更生法 (平成 1 4 年法律第 1 5 4 号) に基づき更正手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法 (平成 1 1 年法律第 2 2 5 号) に基づき再生手続開始の申立てがなされている者 (㊦) の再認定を受けた者を除く。) でないこと。
- ⑤ 建築士法 (昭和 25 年 5 月 24 日法律第 202 号) 第 23 条の規定に基づく一級建築士事務所の登録を行っていること。

(2) 設計共同体

(1) 単体企業に掲げる条件を満たしている者により構成される設計共同体であって、「競争参加者の資格に関する公示」(令和元年 9 月 2 7 日付け独立行政法人労働者健康安全機構契約担当役理事 (以下「発注者」という。)) に示すところにより発注者から高尾みころも霊堂改修設計業務に係る設計共同体としての競争参加者の資格 (以下、「設計共同体としての資格」という。) の認定を受けているものであること。

3 技術提案書の提出者を選定するための評価基準

- (1) 専門分野の技術者資格
- (2) 平成 2 1 年 4 月 1 日以降の同種又は類似業務の実績及び技術的評価
- (3) 詳細は、高尾みころも霊堂改修設計業務説明書 (以下「説明書」という。) による。

4 技術提案書を特定するための評価基準

- (1) 専門分野の技術者資格
- (2) 平成 2 1 年 4 月 1 日以降の同種又は類似業務の実績及び技術的評価
- (3) 業務の理解度及び取組意欲、業務の実施方針、特定テーマに対する技術提案 (技術提案書の内容及びヒアリングにより評価を行う。)

5 手続等

(1) 担当部局

独立行政法人労働者健康安全機構経理部契約課契約班
住所 〒212-0021 神奈川県川崎市中原区木月住吉町1番1号
電話 044-431-8634

(2) 説明書の交付期間、場所及び方法

期間は令和元年9月27日(金)から令和元年10月11日(金)までの土曜日、日曜日及び祝日等(行政機関の休日に関する法律(昭和63年法律第91号)第1条に規定する行政機関の休日(以下「休日」という。))を除く毎日、午前10時から午後5時まで。

(1)において交付する。

(3) 参加表明書の提出期限、提出場所及び方法

提出期限：令和元年10月11日(金) 17時

提出場所：(1)に同じ。

提出方法：持参又は郵送(書留郵便等(宅配便を含む)の配達記録が残るものに限る。)による。詳細は、説明書による。

(4) 技術提案書の提出期限、提出場所及び方法

提出期限：令和元年11月14日(木) 17時

提出場所：(1)に同じ。

提出方法：持参又は郵送(書留郵便等(宅配便を含む)の配達記録が残るものに限る。)による。詳細は、説明書による。

6 その他

(1) 手続において使用する言語は日本語、通貨は日本国通貨、単位は日本の標準時及び計量法によるものとする。

(2) 契約保証金

契約保証金 納付

ただし、契約保証金に代わる担保となる有価証券等の提供又は金融機関若しくは保証事業会社の保証をもって契約保証金の納付に代えることができる。

また、公共工事履行保証証券による保証を付し、又は履行保証保険契約の締結を行った場合は、契約保証金を免除する。

(3) 契約書作成の要否 要。

(4) 当該業務に直接関連する他の設計業務の委託契約を当該業務の委託契約の相手方との随意契約により締結する予定の有無

有 工事監理業務等を随意契約の予定。

(5) 関連情報を入手するための照会窓口 5(1)に同じ。

(6) 2(1)②に掲げる認定を受けていない単体企業又は2(2)に掲げる設計共同体としての資格の認定を受けていないもの(一般競争(指名競争)参加資格の認定を受けていない単体企業を構成員とする場合を含む。)も5(3)により参加表明書を提出することができるが、その者が技術提案書の提出者として選定された場合であっても、技術提案書を提出するためには、技術提案書の提出の時に、当該資格の認定を受けていなければならない。

(7) 警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する業者又はこれに準ずるものとして、独立行政法人労働者健康安全機構発注の建設コンサルタント業務等からの排除要請がある者は、技術提案書の提出者としての選定及び技術提案書の特定の対象者とししない。

(8) 詳細は、説明書による。